

事業年度報告書提出要領
(沖繩県知事許可業者用)

R8年3月現在

沖繩県土木建築部技術・建設業課

事業年度報告書の提出について

許可を受けた建設業者は、許可後到来する毎事業年度（決算期）終了後「4ヶ月以内」に、以下の書類を提出しなければなりません（建設業法第11条）。なお、この手続を怠った場合、建設業許可の更新手続ができない場合がありますので、ご注意ください。

1. 提出・提示書類一覧

提出書類		法人	個人	備考
外表紙		○	○	
内表紙	別紙8	○	○	法人番号を記載（法人のみ）
工事経歴書	第2号	○	○	<p>注文者及び工事名については、<u>個人の氏名</u>が特定されないよう留意すること。</p> <p>※個人の氏名表示の具体例</p> <p>①イニシャルで表示</p> <p>②苗字のみ表記</p> <p>③黒塗り</p> <p>※経営事項審査申請の有無により、工事経歴書記載方法が異なりますので、記入例を参照してください。</p>
直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号	○	○	<p>経営事項審査を申請する方については、工事経歴書に経営事項審査で求められている範囲の工事が記載されているか、及び「確定申告書等」、「消費税及び地方消費税納税証明書その1」を確認した後、「経営事項審査確認用」と押印します。</p>
財務諸表	表紙	○	○	「経営状況分析用」の押印は省略します。
	第15号	○		「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目を記載すること。
	第16号	○		
	第17号	○		
	第17号の2	○		
	第17号の3	○		資本金1億円超、又は負債合計200億円以上の株式会社のみ作成・提出。
	第18号		○	「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目を記載すること。
第19号		○		
事業報告書		○		株式会社のみ（様式は任意）

提出書類		法人	個人	備考
県税納税証明書	法人事業税または個人事業税	○	○	設立直後で事業税が発生していない場合は、事業開始等届出書の写しまたは事業開始届出証明書を提出
使用人数	第4号	△	△	使用人数とは役員・職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。 ※変更がなければ省略可能な書類
健康保険等の加入状況	第7号の3	△	△	「保険加入の有無」について変更があった場合のみ提出。 ※変更がなければ省略可能な書類
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	△	△	※変更がなければ省略可能な書類
定款		△		※変更がなければ省略可能な書類
納税証明書その1	（消費税及び地方消費税の税額入）	★	★	6ページの【消費税及び地方消費税の納税証明書の取り扱いについて】を参照 ※経営事項審査を受審する方のみ提出

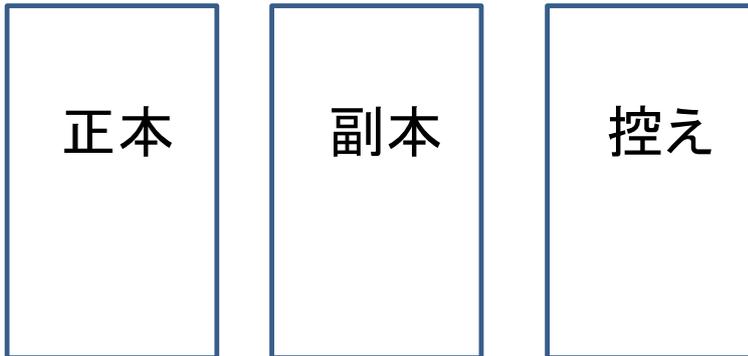
提示書類		法人	個人	備考
工事経歴書に記載された工事に係る請負金額上位3件の「契約書」(写)又は「注文書及び請書」(写)		★	★	<p>年度報告提出の際、各土木事務所にてチェックしたら返却しますので、経審受審時は、チェック済の契約書(写)等を完成工事高の添付資料として提示してください。</p> <p>※地方公共団体等が発注する工事には、「請書」や「請求書」のみで請負工事が実施される場合があります。地方公共団体等においては、条例等において、ある金額以下であると「請書」、「請求書」のみでよいと定められておりますので、法令遵守がなされていることから認めることとしております。</p> <p>追加工事分は、「当面の間」本契約分の書類が整っていれば、入金がわかる資料等(第三者が認めていることがわかる資料)でも可とします。</p> <p>工期のみの改定契約については、工期最終年月日がわかる契約書を提示してください。(工事金額の変更については、その都</p>
建設業許可通知書(写)		○	○	変更事項があった場合は、変更届の控も必要
前期分の事業年度報告書の控		○	○	
(法人) 法人税確定申告書一式(別表含む)		★	★	<p>決算書が添付されているもの(修正申告のないもの。電子申告の場合は、受信通知も提出)</p> <p>※経営事項審査を受審する方のみ提示</p>
(個人事業主) 所得税確定申告書一式				
消費税の確定申告書		★	★	<p>修正申告のないもの。電子申告の場合は、受信通知も提出</p> <p>※経営事項審査を受審する方のみ提示</p>

○・・・必要な書類 △・・・変更がなければ省略可能な書類

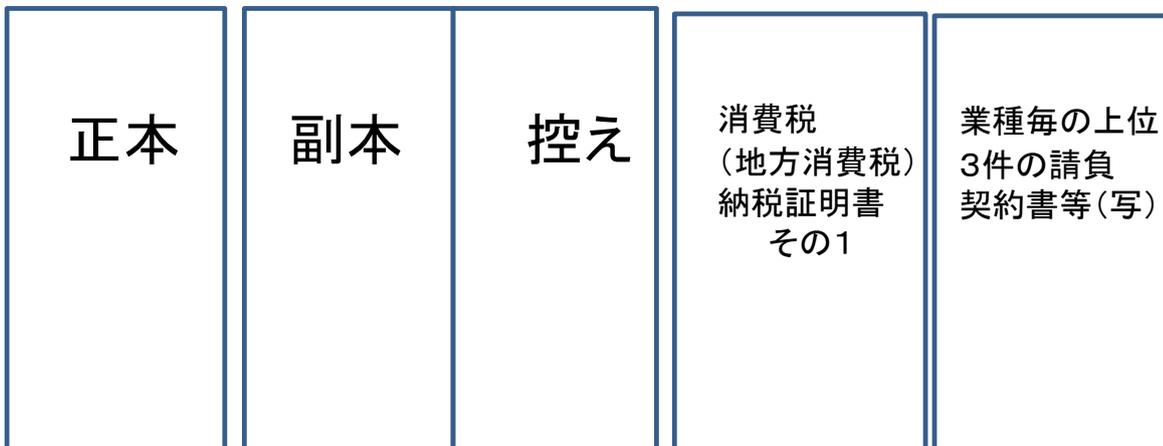
★・・・経営事項審査を受審する方は必要な書類(受審する予定のない方は不要です。)

2. 提出部数

- ・経営事項審査受審しない場合：正本1部、副本1部、控1部



- ・経営事項審査受審する場合：正本1部、副本1部、控1部、
消費税（地方消費税）納税証明書、工事経歴書記載の上位3件の請負契約書（写）



- ・確定申告書と消費税納税証明書（その1）の確認後、直3（様式第3号）に「経営事項審査提出用」スタンプを押印します。
- ・工事経歴書・契約書（写）等の確認後、不備がなければ、控えの工事経歴書（様式第2号）に各土木事務所の收受印を押印します。

各土木事務所でチェック後、
返却しますので、
経営事項審査受審時に
添付してください。

3.経営事項審査申請時に必要な書類（決算・年度報告関係）

※経営事項審査を受審する方のみ

提出書類		法人	個人	備考
工事経歴書（写）	第2号	★	★	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度分（直1）の経営事項審査を申請する全ての業種 ・とびの完成工事高の振替を選択する場合は、直1～直2又は直1～直3の工事経歴書（写）を提出してください。 ・請負代金上位3件の工事において、複数年にわたり工事を行っている等、過去の工事経歴書にも計上している場合は、計上された過去の工事経歴書（写）も提出してください。 <p>※年度報告提出時に土木事務所で事前確認した場合は、収受印が押印されている工事経歴書（写）を提出してください。</p>
工事経歴書に記載された工事に係る「請負契約書」（写）又は「注文書及び請書」（写）		★	★	<p>建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件。</p> <p>※ただし、工事経歴書記載の工事名だけでは業種を判断できない場合、建設業許可事務ガイドラインに示されている業種区分と異なった分類をしている場合等、内容に疑義のある場合は、追加で上位3件以外の工事について契約書（写）又は「注文書及び請書」（写）を求める場合があります。</p> <p>※年度報告提出時に土木事務所で事前確認した場合は、土木事務所がチェックした請負契約書（写）等を提出してください。</p>
直前3年の各事業年度における工事施工金額（写）	第3号	★	★	<p>「経営事項審査確認用」の押印の有無を確認します。押印がなければ、改めて経営事項審査において求めている範囲の工事が記載されているか、及び「確定申告書等」、「消費税及び地方消費税納税証明書その1」を確認します。</p>

※その他、経営事項審査に必要な書類については、経営事項審査の記入要領を御確認ください。

【消費税及び地方消費税の納税証明書の取り扱いについて】

- 1 消費税及び地方消費税に未納税額があった場合は、分納の誓約手続きをし、誓約通り納付しており、納期未到来の場合は受付可とします。誓約通り納付していない場合は、納付してから経審を受審することができます。また、口座振替利用による未納である場合も受付可としています。
- 2 消費税及び地方消費税の免除業者であった場合は、課税がない旨の納税証明書を提出してください。ただし、法人設立（個人開業）後、最初の決算の前に申請する場合は、「法人設立届出書（個人事業開業届出書）」受付印のあるものの写しでも構いません。また、新たに免税業者となった場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の写しと前期及び前々期の消費税の確定申告書又は決算書の写しを添付してください。（免税業者の要件として、基準年（前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下である必要があるため、それを確認するため必要です。）
- 3 経営事項審査を新規に申請しようとする者や審査対象営業年度の直前の営業年度の経営事項審査を受審していない者等審査対象営業年度以前の営業年度についても完成工事高の審査をする必要がある者に対しては、当該営業年度の消費税確定申告書控えの提示をお願いいたします。
- 4 納税証明書の申告書が「無」の場合は、①免税業者、または、②申告していない業者となるので「無」＝「免税業者」ではない。2にもあるよう前々事業年度の確定申告書又は決算書の写しにおいて、課税売上高が「1,000万円以下」であることを確認してください。

4. 経営事項審査に係る完成工事高の確認方法について

1) 確認手順

	申請者	各土木事務所	技術・建設業課
1 年度報告提出時	年度報告を提出の際、様式第2号工事経歴書の確認書類として、各土木事務所担当に請負代金上位3件の契約書(写)、又は「注文書及び請書」(写)を持参してください。	各土木事務所にて工事経歴書の内容を確認し、申請者が持参した請負代金上位3件の工事に対する契約書(写)等をチェックし、不備がなければ、控えた工事経歴書に收受印を押します。 ※年度報告時に必要な書類が確認できなければ、控えた工事経歴書に各土木事務所の收受印は押しません。 ※工事経歴書の内容に不備がある場合も控えた工事経歴書に收受印は押しません。	
2 経書 一次審査	経書申請時には、各土木事務所から押印された工事経歴書(写)と年度報告でチェック済の請負代金上位3件の契約書(写)等を提出してください。	各土木事務所から押印された工事経歴書と確認済の上位3件の請負契約書(写)等の提出があるか確認します。	
3 経書 二次審査	技術・建設業課から問い合わせがあった場合は、対応をお願いします。		経書の技術・建設業課での二次審査については、提出された工事経歴書と契約書等の照合を行い、不備等があれば、申請者に直接連絡をします。

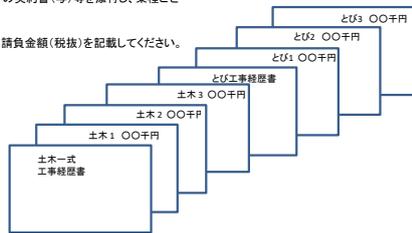
○経書の一次審査の効率化のために、不備等はできるだけ年度報告提出時に解決するようにしてください。

2) 経営事項審査提出時の工事経歴書と上位3件の契約書の編纂方法について

例1) 土木一式と土木工を受審する場合の編纂方法

工事経歴書の後ろに請負代金上位1~3件の契約書(写)等を添付し、業種ごとに繰り返して編纂してください。

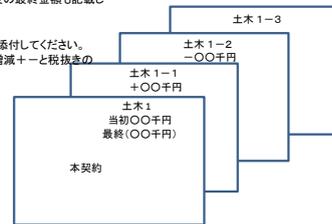
契約書写しの右上には業種、上位何番目、請負金額(税抜)を記載してください。



例2) 変更契約がある場合

本契約書の右上に当初の請負契約額(税抜き)を記載し、括弧書きで変更契約後の最終金額も記載してください。

本契約の後ろに変更契約書を添付してください。変更契約には枝番を記載し、増減+と税抜きの変更請負額を記入して下さい。



3) JV、進行基準の場合の工事経歴書記載例及び契約書等の編纂方法について

工 事 経 歴 書

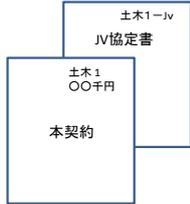
(建設工事の種類)		土木一式		工事 (税込・税抜)		請負代金の額		工 期		
注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち 技術管理 ・現場監督	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月	
沖縄県	元請	JV	R3年〇〇橋橋梁工事	那覇市	泉崎一郎	レ	30% (150,000) 千円 200,000	千円	令和1年12月	令和3年1月

共同企業体(JV)として行った工事については、JVの別にも記載し、施工割合(%)を記載してください。

工期がまたがる場合は、全体の契約額を下部に記載し、当期に計上する額は括弧書きにしてください。

例3) JVの場合

本契約の後ろにJV協定書(工事名及び出资比例が確認できるもの)を添付してください。



例4) 請負代金上位3件の中に進行基準による完成工事高が含まれている場合(工期が2期以上にまたがる場合)

前期以前に当該工事の完成工事高を計上した場合、当期の工事経歴書の後ろに、計上された前期以前の工事経歴書を添付してください。

工期がまたがる場合は、契約書の右上に当期に計上する金額(税抜)を記載し、括弧書きで契約全体額(税抜)を記載して下さい。



外表紙

国土交通大臣 許可（ 般 — 25 ） 第 99999 号
沖縄県知事 特

許可年月日 平成 25 年 5 月 1 日

建設業許可申請書及び添付書類等の変更届出書

郵便番号

9	0	0	—	8	5	7	0
---	---	---	---	---	---	---	---

フリガナ ナハシイズミサキ
主たる営業所の所在地 那覇市泉崎1-2-2

フリガナ オキナワケンドボクケンチクブ
商号又は名称 (株)沖縄県土木建築部

フリガナ リュウキュウ タロウ
代表者又は個人の氏名 琉球 太郎

電話番号 098 — 866 — 2374

内表紙

変 更 届 出 書

土木事務所に提出した年月日を記入

令和 7 年 10 月 31 日

現在受けている有効な許可について記入する(複数ある場合は、最も古いものについて記入)

許可番号 国土交通大臣 許可 (般 - 25) 第 99999 号
沖縄県知事 特

法人番号は前年度の「年度報告控え」若しくは国税庁法人番号公表サイトで入手できる書類をもって確認する。

法人番号 _____

(株)沖縄県土木建築部

届 出 者 代表取締役 琉球 太郎

沖縄総合事務局長 殿
沖縄県知事

事業年度の今期の期間が正しいか確認する。

事業年度 (第 16 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで) が終了したので、別添の通り、関係書類を提出します。

記

株式会社のみ要提出

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- (7) 事業税納付済額証明書 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表
- (10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況

【記載要領】

- 1 「国土交通大臣 及び 「沖縄総合事務局長 沖縄県知事」 については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを○で囲む。

（税込・税抜）（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土)工事	(建)工事	工事	工事		
第14期 令和4年7月1日から 令和5年6月30日まで 「免税業者」	元請	公共	1,100	500				1,600
		民間	2,200	600				2,800
	下請		・許可申請する業種又は許可業種を順番よく記載されているか確認(許可通知書) ・実績がない業種についても業種を記載されているか確認				1,800	
	計						6,200	
第15期 令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで 「免税業者」	元請	公共						1,800
		民間	2,300	700				3,000
	下請		事業年度で、消費税が非課税の場合は、余白に「免税業者」と記載されているか確認				900	
	計						5,700	
第16期 令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで	元請	公共						2,000
		民間	2,400	800				3,200
	下請						2,200	
	計						7,400	
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請		①前期以前に係る施工金額については、合計欄のみの記入も可 ②経営事項審査を申請する場合は、①の省略は不可 ③施工金額がない場合は、「0」が記載されているか確認					
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共	財務諸表の損益計算書にある完成工事高と一致すること。					
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共	①前回と合計金額が一致しているか確認する。 ②例外：決算期変更等により合計額が変わるので留意(まれに決算期変更したにも関わらずそのまま数字を入れてくる場合がある。)					
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

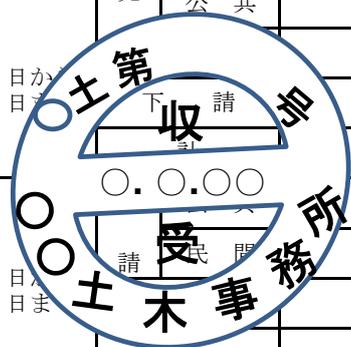
- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

控え

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）／単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土) 工事	(建) 工事	工事	工事		
第14期 令和4年7月1日から 令和5年6月30日まで 「免税業者」	元請	公共	1,100	500				1,600
		民間	2,200	600				2,800
	下請	1,000	800					1,800
第15期 令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで 「免税業者」	<p>【年度報告時に納税証明書(国税)提出の提出及び消費税確定申告書の①課税標準額が財務諸表の損益計算書の売上高に一致若しくは近似(誤差100万円以内)した場合】</p> <p>控えに「経営事項審査提出用」スタンプを押印</p>							0
	<p>【経費提出時に納税証明書(国税)提出の提出及び消費税確定申告書の①課税標準額が財務諸表の損益計算書の売上高に一致若しくは近似(誤差100万円以内)した場合】</p> <p>控えに「経営事項審査提出用」スタンプを押印</p> <p>※その際には下の「收受印」も押印されていることになる。</p>							0
	<p>（経営民事項審査提出用）</p>							0
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							



【年度報告時に納税証明書(国税)を提出できない場合】
控えに「收受印」を押印

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

日付を記入すること

令和 年 月 日 (用紙A 4)

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	2人	6人	4人	12人
北部支店	1人	3人	1人	5人
合計	人	人	人	人

別紙(1)、(2)に記載した順に営業所の名称を記入

許可業種について、許可に係る専任技術者の要件を満たす者の数を記入

※下欄外の記載要領も参照のこと。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

該当するものに○をすること。

健康保険等の加入状況

日付を記入する。

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

法人の場合は、登記簿上の住所・法人名・代表者役職・代表者氏名を記入
 個人の場合は、営業所の住所・屋号・役職(事業主)・事業主氏名を記入

地方整備局長
 北海道開発局長
 沖縄県知事 殿

那覇市泉崎1-2-2
 申請者 株式会社 沖縄県庁
 届出者 代表取締役 沖縄 太郎

許可年月日
 許可番号 国土交通大臣許可(般特)第 号 令和 年 月 日

押印不要(R3.1.1から)

許可がある場合に記入すること

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	(10 人) (3 人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇
北部支店	(8 人) (1 人)	3	3	3	厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇 〇〇〇
					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
合計	(18 人) (4 人)					

法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含めて全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。
 ()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員含む。)の人数を内数として記載すること。

加入 : 「1」
 適用除外 : 「2」
 一括適用 : 「3」

「健康保険」及び「厚生年金保険」: 事業所整理番号及び事業所番号を記載すること。(健康保険組合にあつては健康保険組合名を記載すること。)
 「雇用保険」: 労働保険番号を記載すること。

別添の記載要領も参照すること。

財 務 諸 表

(法人用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完成工事原価報告書
様式第十七号	株 主 資 本 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
様式第十七号の三	付 属 明 細 表

忘れずに記入する

事業年度

自 令和 5 年 7 月 1 日
至 令和 6 年 6 月 30 日

※財務諸表の記載に当たっては、「記載要領」及び「建設業財務諸表様式の科目説明」を参照すること

※「記載要領」及び「建設業財務諸表様式の科目説明」は切り離して提出する

※個人用の財務諸表の記入については、法人用の記入方法を参照すること

(会社名)

(株) 沖縄県土木建築部

※消費税の会計処理方法を記入(経
審提出用は税抜)

※免税業者は「免税業者につき税
込」または「税込(免税業者)」と記入

税抜

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	29
関係会社株式・関係会社出資金	30
長期貸付金	31
破産更生債権等	32
長期前払費用	33
繰延税金資産	34
その他	35
貸倒引当金	△ 36
投資その他の資産合計	<u>29～36の和= I</u>
固定資産合計	<u>G+H+I=J</u>

III 繰延資産

創立費	37
開業費	38
株式交付費	39
社債発行費	40
開発費	41
繰延資産合計	<u>37～41の和= K</u>
資産合計	<u>A+J+K=L</u>

負債純資産合計(U)と一致しているか確認

負債の部

I 流動負債

支払手形	42
工事未払金	43
短期借入金	44
リース債務	45
未払金	46
未払費用	47
未払法人税等	48
繰延税金負債	49
未成工事受入金	50
預り金	51
前受収益	52
.....引当金	53
その他	54
流動負債合計	<u>42～54の和=M</u>

II 固定負債

社債	55
長期借入金	56
リース債務	57
繰延税金負債	58
引当金	59
負ののれん	60
その他	61
固定負債合計	55~61の和=N
負債合計	M+N=O

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	62
(2) 新株式申込証拠金	63
(3) 資本剰余金	
資本準備金	64
その他資本剰余金	65
資本剰余金合計	64+65=P
(4) 利益剰余金	
利益準備金	66
その他利益剰余金	
準備金	67
積立金	68
繰越利益剰余金	69
利益剰余金合計	66~69の和=Q
(5) 自己株式	70
(6) 自己株式申込証拠金	71
株主資本合計	62+63+P+Q+70+71=R

【特定建設業の許可(更新)要件】
 ①資本金(62) ≥ 20,000千円
 ②純資産(T) ≥ 40,000千円
 ③流動比率(A/M × 100) ≥ 75%
 ④(P+Q)/62 × 100 ≥ -20%
 ※上記①~④を全て満たさない場合、特定建設業の許可(更新)を受けることはできません

※現に特定建設業者であっても、要件を欠くと特定建設業の許可(更新)申請はできなくなります。その場合、特定建設業の廃業届提出及び一般建設業の許可申請が必要となります。

※①~④を全て満たさない無許可・一般建設業者は、特定建設業の許可申請はできません。

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	72
(2) 繰延ヘッジ損益	73
(3) 土地再評価差額金	74
評価・換算差額等合計	72~74の和=S

III 新株予約権

純資産合計	75
負債純資産合計	R+S+75=T
	O+T=U

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	28	
その他	29	28+29=f
V 営業外費用		
支払利息	30	
貸倒引当金繰入額	31	
貸倒損失	32	
その他	33	30~33の和=g
経常利益（経常損失）	33	e+f-g=h
VI 特別利益		
前期損益修正益	34	
その他	35	34+35=i
VII 特別損失		
前期損益修正損	36	
その他	37	36+37=j
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	37	h+i-j=k
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	39	38+39=l
当期純利益（当期純損失）	39	k-l=m

完成工事原価報告書

自 令和1年7月1日
至 令和2年6月30日

(会社名) (株)沖縄県土木建築部

千円

I	材料費		(1)
II	労務費		(2)
	(うち労務外注費	_____)	
III	外注費		(3)
IV	経費		(4)
	(うち人件費	_____)	

完成工事原価

損益計算書の完成工事原価と一致

(1)~(4)の和=★

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

前期の株主資本等変動計算書当期末残高から転記

令和1年7月1日
至 令和2年6月30日

(会社名) (株)沖縄県土木建築部

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産計 合計	
	資 本 金		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 換 算 差 額 合 計	新 株 予 約 権		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金								資 本 剰 余 金
当期首残高	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ
当期変動額									△							
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計	各①～⑥の和	63	64	P	65	66+67	68	Q	△ 69	R	71	72	73	S	74	T
当期末残高																

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

会計期間中における①～⑥に関する変動額を該当箇所に記載

損益計算書の当期純利益(m)と一致

当期末残高
= 当期首残高 + 当期変動額合計

貸借対照表の数字とアルファベットと一致

注 記 表

自 令和1年7月1日
至 令和2年6月30日

(会社名) (株)沖縄県土木総務課

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

通常の株式会社・持分会社の場合は記載

※株式会社及び持分会社の場合、必ず作成・提出します。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券 ①時価のあるもの 期末日の時価（評価差額は全部純資産）
②時価のないもの 移動平均法による原価法

※株式会社で会計監査人設置会社については、全項目を確認し、記載する必要があります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 建物は定額法、その他は定率法
②無形固定資産 移動平均法による原価法

※株式会社で会計監査人のいない公開会社については、1・5・17以外の項目を確認し、記載する必要があります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準 一般債権については、法人税法の規定は債権の回収可能性を勘案して計上している。

※株式譲渡制限会社の場合、2・3・4・6・9・18を確認し、記載する必要があります。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準 工事進行基準

※持分会社の場合、2・3・4・6・18を確認し、記載する必要があります。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5 会計上の見積もりの変更

6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

- ① 担保に供している資産の内容及びその金額
- ② 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

通常の株式会社の場合
は記載

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	1 0 0 0 株
------	-----------
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

該当なし	
------	--
- (3) 剰余金の配当

該当なし	
------	--

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

通常の株式会社・持分会社で特記内容がある場合は記載

附属明細表

平成28年6月30日現在

資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ作成・提出

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	3

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	3

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	7

計の白数字は貸借対照表の各勘定科目に記載した数字と一致

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘要					
		取得価額	貸借対照 表計上額			取得価額	貸借対照 表計上額						
		千円	千円	千円	千円	千円	千円						
	計												
そ の 他 の 有 価 証 券	銘 柄												
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円	千円	千円
計	44		

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計				56	—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

納税証明書



発行番号		1号		納税証明書			
納税者又は 特別徴収義務者	住所氏名	間違って県民税を提出してくる場合 もあるので注意					
使用目的	事業年度報告	年度又は 事業年度	平成25年 平成26年	7月1日 6月30日	事業	当該事業期間であること。 以下空白	項
提出先	税目	納付(入)すべき額	円		又は個人事業 税	円	円
納税額	納付(入)した額	未納額	円	0円		円	円
	法定納期限等	備考					

提出の日から3ヶ月以内

管轄の県税事務所等証明

以上のことを証明します。
平成 年 月 日

納税証明書
沖繩県那覇
県税事務所長

鉛筆等で、右上に
①許可番号
②建設業者名を記載すること。

消費税納税証明書

- ※正には原本添付すること
- ※当該事業年度のもの
- ※経営事項審査を申請する方のみ提出

鉛筆等で、右上に
 ①許可番号
 ②建設業者名を記載すること。

別紙2 納税証明書(その1)

納 税 証 明 書
(その1: 納税額等証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)

税目が消費税であること

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

(備考)
 ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印